

# 一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、**12月定例会では17名の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会で、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、2月中旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

高橋 浩司	「広域行政について」
吉岡 和江	「水害災害対策について」「くらし応援の市政をめざして」
小野田康成	「安心安全について」「郷土愛について」
竹田ゆかり	「改正「地教法」施行にあたって」「鎌倉市公有財産の有効活用について」「教育環境条件整備」
岡田 和則	「ふるさと寄附金制度の活用について」「津波・地震等災害対策における職員の市民救援活動に係る食堂・休けい室・風呂等の整備状況について」
山田 直人	「健康まちづくりについて」「深沢地域のまちづくりについて」
中澤 克之	「文化財行政等について」「子どもたちの環境等について」「防災等について」「契約等について」「観光行政等について」「市長の政治姿勢等について」
渡邊昌一郎	「雇用対策について」「行政改革について」
大石 和久	「市長の政治姿勢」
保坂 令子	「公共施設再編計画について」「ごみ処理施策について」「公文書管理について」
上島 寛弘	「タイパシティの適切な推進の在り方」「子育て世代労働者の支援と権利保護」「外郭団体等と市の適切な関係」「市長の政治姿勢等」
納所 輝次	「新教育委員会制度について」
西岡 幸子	「認知症高齢者について」「民生委員について」
千	「どのような障害・病気・けがの方にも選挙権または被選挙権をもっと行使しやすくできるように」「危ない落下してくるような天井を布のようなもので安全対策を」「江ノ電七里ヶ浜駅のバリアフリー化をなるべく早くできるように」「歩行者にとってのスムーズな安全対策」「市民満足度調査で一番の問題は鎌倉市内のバリアフリー化」
三宅 真里	「民間救急について」「介護保険制度改定に向けて」「待機児童対策について」
渡辺 隆	「市長の政治方針について」「農業振興について」
松中 健治	「災害（地震、津波、台風）対策（ガケ地、浸水）対策」「土地利用（買取り、寄附等の）」「鎌倉の歴史、郷土資料（調査、研究）」

## 災害対策について

本市における災害対策について、次のような視点から質問が行われました。

### 〔水害問題〕

質問：近年、地球温暖化により集中豪雨等が発生しているが、平成16年の台風22号、平成26年の台風18号の雨量、浸水及び被害状況を伺いたい。

都市整備部長：平成16年の台風22号では、1時間当たり最大雨量78・5ミリを記録した。平成26年の台風18号では、1時間当たり最大雨量50ミリであったが、8時半からの10分間では12ミリ降っており1時間に換算すると72ミリで、共に短時間に非常に多くの雨が降った。浸水・被害状況は、平成

16年は佐助川地区及び大塚川・新川地区など市内全域で、床上浸水603戸、床上浸水229戸であった。平成26年は岡本・植木川地区及び小袋谷川・梅田川地区などで、床上浸水71戸、床上浸水42戸であった。

質問：平成16年度以降行った浸水対策の内容や成果を教えてください。

同部長：平成20年度に下水道総合浸水対策基本計画をつくり、重点地区として、佐助川地区、神戸川・二又川地区、大塚川・新川地区及び岡本・植木川地区を選定し、浸水対策の実施計画を策定した。この実施計画をもとに平成23年に大塚川の最下流部

の河床下げを実施し、流下能力の向上を図った。また、大船駅周辺の台調整池に流入させる集水施設の設置、定期的な側溝の清掃やしゅんせつを行い、降雨時の集水能力の向上を図った。

質問：雨水が川に流れ込むことを防ぐ対策として、市民が設置する雨水施設に対する補助制度はどうか。

同部長：市民の皆さんが、一人一人、少しずつ雨水を貯留したり浸透施設をつくることは非常に重要なことだと考える。現在、既存の浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合には4万円、雨どいなどの雨水をためる貯留槽の設置には2万円の補助制度をつくっており、このほかに、新たな補助制度も検討している。

質問：雨水が川に流れ込むことを防ぐ対策として、市民が設置する雨水施設に対する補助制度はどうか。

同部長：市民の皆さんが、一人一人、少しずつ雨水を貯留したり浸透施設をつくることは非常に重要なことだと考える。現在、既存の浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合には4万円、雨どいなどの雨水をためる貯留槽の設置には2万円の補助制度をつくっており、このほかに、新たな補助制度も検討している。

質問：市役所の防災対策はどうか。

市役所防災対策：平成25年6月に地震災害時業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の活動拠点となる施設や子ども関連施設については、建物の耐震化、耐震化の促進や非常電源、通信設備、資機材等の備蓄などを進め、災害時においても必要な機能の維持を図ることとしている。

質問：市役所本庁舎等の津波対策はどうか。

市役所本庁舎は、津波による倒壊の危険性が低いということだが、津波想定浸水範囲内にあることから防災面でも課題がある。市役所の在り方として、建て替え、移転等、市長としてどう考えるか。

市長：本庁舎は建築後45年経過しており、耐震改修等修繕を行っているが、老朽化が進行している。今後、老朽化に伴って建て替え等の検討が必要であり、津波想定浸水範囲内にあることから防災面での対応も含め、さまざまな課題を考慮して検討を行う必要がある。

## 新教育委員会制度について

本市における新教育委員会制度について、次のような質問が行われました。

質問：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法」）が平成27年4月から施行されることとなるが、改正の概要は何か。

教育部長：新たな教育長を市長が議会の同意を得て任命すること、総合教育会議を置くこと、その会議において総合的な施策の大綱を作成すること、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため教育委員が会議の招集を求められることができることなどである。

質問：今回の改正で教育行政の責任体制は明確化されるのか。

同部長：教育委員長と教育長が一本化されて新教育長が置かれることになり、教育行政の責任者が新教育長と明確になる。また、市長が新教育長を直接任命するため、市長の任命責任も明確になるものと考えている。

同部長：市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、地域の教育課題について、民意を反映した教育行政を推進していくために設置することとしたものである。

質問：総合教育会議で策定される教育に関する総合的な施策の大綱について、市長が定めることの趣旨は何か。

同部長：市長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行及び条例提案など、重要な権限を有している。

また、社会状況の変化により、教育行政は福祉や地域振興等の一般行政との連携が必要となる状況となっている。こうしたことから、大綱は地域住民の意向を反映して、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとして、市長が策定するものである。

質問：鎌倉市教育委員会では既に教育プランを策定しているが、大綱を別途定める必要はあるのか。

同部長：本市では、かまくら教育プランと、鎌倉市生涯学習プランの二つのプランを教育振興基本計画と位置付けている。総合教育会議において協議・調整し、その計画をもって大綱に含めるといった判断をした場合には、大綱を策定する必要はないが、この二つのプランにはない分野も含まれてくることから想定できるため、大綱を策定していくものと考えている。

質問：改正地方教育行政法の施行により必要となる条例や規則の改廃等の作業日程はどのようになっているのか。

同部長：現在改正が必要となる条例等を精査しており、また総合教育会議の設置、大綱作成のための所管をどうするかということについて、関係部局と調整を進めており、早い段階で方針を決めていきたい。

質問：改正地方教育行政法の施行にあたって市長の決意を聞きたい。

市長：総合教育会議や大綱の策定を通じて、市長が教育行政に対して責任を負う仕組みが整ってくると考えている。これからの子どもたちのために、法の趣旨に沿った行政運営を教育委員会と連携して進めていきたい。

### 用語の解説

※印の用語について解説します。  
オレンジプラン  
厚生労働省が、認知症施策推進5カ年計画として公表したものの。

同計画では、認知症高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるように、早期診断、早期対応を重視しており、これまでの病院・施設を中心とした認知症ケア施策を、在宅中心の施策へシフトすることを目指し、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりなど、具体的な方策がまとめられている。

## 鎌倉市議会からのお知らせ

- ◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内  
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ・デジター)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。
- ◇請願・陳情の出し方  
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当  
電話：0467(23)3000 内線2448  
FAX：0467(23)5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

## 本会議・委員会映像 公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。(録画映像も見ることができます。)

## 鎌倉市議会ホームページはこちら！

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/  
または、  
鎌倉市議会 検索